

技術者及び技能者等の資格要件に関する基準

(1) 主任技術者の資格（必須1及び必須2のいずれにも該当する者）

(必須1) 下記の資格のいずれかを有するもの。

- ・ 1級又は2級土木施工管理技士
- ・ 1級又は2級建設機械施工技士
- ・ 建設業法第7条の2の規定年数以上の実務経験を有する者

(必須2) 下記の資格のいずれかを有するもの。

- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 1級又は2級管工事施工管理技士

(2) 現場代理人の資格

- ・ 工事現場における請負者の一切の権限を行使できるもので、3か月以上の直接的な雇用関係にある者。

また、共同企業体を結成した者は、共同企業体のそれぞれの構成者において3か月以上の直接的な雇用関係にある者。

(3) 配管工の資格

下記の資格に該当する資格を有するもの。

- ・ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講修了者又は旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了者
- ・ (社) 日本水道協会の配水管技能者名簿に「一般登録」で登録されている者
- ・ (社) 日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録されている者
- ・ (社) 日本水道協会の配水管技能者名簿に「大口径」で登録されている者
- ・ 1級又は2級配管技能士（平成18年3月末までに取得した者）
- ・ 配管科指導員資格（平成18年3月末までに取得した者）
- ・ (公財) 給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能者講習会（配管工）の修了者（平成23年3月末までに修了した者）
- ・ (公財) 給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能者検定会に合格した者

(4) 土木工事に係る資格

- ・ 地山掘削作業主任者
- ・ 土止め支保工作業主任者
- ・ 重機運転者

(5) 総括責任者は、主任技術者の中から選任する。

(6) 待機者となる監督者は、主任技術者又は配管工の中から選任する。

(7) 待機者となる配管工は、配管工の中から選任する。